

アドバイザーボード定例会 第一回議事録

開催日時	2021年1月28日(木) 13:00~14:00
開催方法	Zoom
参加者	フューチャー株式会社 取締役(元日本銀行決済機構局長)山岡 浩巳 様 森・濱田松本法律事務所 増島 雅和 弁護士 野村総合研究所 井上 哲也 主席研究員 ※今回は欠席 明治大学 政治経済学部 小早川 周司 教授 早稲田大学 大学院経営管理研究科 斉藤 賢爾 教授 鈴木 智佳子 公認会計士 ディーカレット事務局

(二層構造デジタル通貨について、主な意見)

- ・ 日本の資金決済法の下では、ソブリン通貨を単位にするものは「暗号資産」にはならないというのが条文の反対解釈となりそうだが、「ソブリン通貨建てで、かつ、ブロックチェーンや分散型台帳技術を用いる支払手段」がどのように定義され得るかが、まず法的には論点となる。
- ・ デジタル通貨を「預金」と解釈する場合、例えば、オフラインでスマートフォンの中でトークンの形態で移転されるデジタル通貨をどう解釈すべきか、といった論点も生じよう。
- ・ デジタル通貨を巡る日本の法律論が、世界の潮流と合致しているかどうかは注視していく必要がある。例えば、「ステーブルコイン」に既存の他の支払手段の法律構成を当てはめるのではなく、ステーブルコインそのものの特性に見合った立法により解決を図っているように見受けられる。米国においても類似の方向での取り組みが行われている。トークン型での移転は「中央の管理者に全てが見えている」といった前提が成り立たないケースがあり、そうしたケースがあることを前提に議論を進めるべきである。ステーブルコインは日本だけでなく世界的な動きであり、法律構成を巡っても、日本は世界の動きとの調和を意識していった方が良いだろう。
- ・ デジタル通貨は「スマートコントラクト」の活用によってその効果をより発揮するものであり、スマートコントラクトの法的位置付けも重要な論点となり得る。

デジタル通貨は預金とどこが違うのか、デジタル通貨の発行によって何ができて、何ができないのかを考えていくことが必要である。また、民間発行デジタル通貨と中央銀行デジタル通貨が完全な代替になり得るのかも論点である。

- ・ 民間銀行がデジタル通貨を発行する場合、これが資金仲介にどのような影響を及ぼすかは、裏付資産を持つかどうか、また、これをどのような形態で持つかに依存する。例えば、銀行がデジタル通貨を発行し、その裏付資産を 100%銀行券や日銀当座預金といった中央銀行債務で持てば、資金仲介への影響は中央銀行デジタル通貨が発行される場合にきわめて近くなる。
- ・ デジタル通貨については、その使われ方も含め、全体をテクノロジーと捉えていくことが有益である。
- ・ デジタル通貨の法律構成は、会計の問題にもつながってくる。さらに、デジタル通貨が流通した時に、監査をどのように行うかという論点もあろう。例えば、ブロックチェーン上の情報をどう取得するのか、どの段階の情報が監査証跡として使えるのか、また、監査人がブロックチェーン上にどのようにノードを建てられるのか、などが検討対象となり得る。
- ・ 法律問題を考える上では、デジタル通貨の「アカウント」の位置付けから考えていく必要があるし、EUでもこのような発想がとられているように思う。アカウントの考え方は2つに大別され、1つは「アカウントを全て把握する」という伝統的な金融の考え方、もう一つは、「アカウントは技術上、全ては把握できない」という分散金融の考え方である。この2つの法制を混ぜることは難しく、欧州でも2通りの法制を用意していると認識している。預金や電子マネーは基本的には前者の考え方に立つものであり、後者の考え方に沿って作られるデジタル通貨にこれを当てはめようとすれば無理が生じる。本質的には、分散型の性質を持つデジタル通貨については、資金決済法の暗号資産のような分散型の枠組みを当てはめていく方が望ましいと感じる。
- ・ 「トークン型」についていえば、トークン型の典型である現金については「占有」が行われるわけで、オフラインでスマートフォン間で移転されたデジタル通貨に類似の効果をどのように与えるかが論点となり得る。
- ・ 監査人が情報を取得するためにブロックチェーン上のノードに入った場合、そのノードが Proof of Work に参加してしまうと「参加者」になってしまい、外部の独立した立場とはいえなくなるため、ここから得る情報が監査情報として有効にならない。監査人

としては独立した立場にいないといけないので、「ノードを建ててもシステムの一部には関わらない」、「参加者の一部として承認等できないようにする」といった措置が必要となる可能性がある。単に「Proof of Work に加わらない」というだけでなく、後日監査が無効となる事態を避ける上では「そもそも Proof of Work ができない」という状況が求められる。

- ・ 技術的には「クライアント」となれば良いと考えられる。「ノードに加わる」という話は、とかく「参加者が持つ情報のレプリカで検証できる」と捉えられがちだが、本来、各参加者のレプリカを断片的に取得して、それが正しいか検証しなければいけない。この点、「クライアント」になれば、「どのノードに問い合わせても同じ情報が返ってくる」などを通じて、情報に矛盾がない事を確認できるだろう。
- ・ オフラインでスマートフォン間でトークン型のデジタル通貨が移転される場合、これを当局が把握することは可能か。
- ・ 検証は可能だが、移転の時に不正が起こっても、その時には不正がわからないということはあるのではないか。
- ・ 「民間発行デジタル通貨」の法律問題を考えていく上で、「間接発行型の中央銀行デジタル通貨」の法律問題も示唆に富むだろう。「間接型であっても中央銀行の債務」と説明されるが、最終保有者が仲介機関のリスクから全く無縁である訳ではないだろう。この点に関し、「シンセティックCBDC」や「ハイブリッドCBDC」を巡る海外の議論も注視していきたい。

以 上